

様式①-1

平成27年度 当初予算 公共事業評価システム 個別サマリーシート(新規事業)：事業地区・箇所別概要(1)

1 事業の基本データ

①計画事業名	事業CODE	事業名	地区・箇所・路線名
		ため池等整備事業(農業用)	鈴鹿川第2頭首工地区
②事業担当課	課CODE	担当課	担当班
	140130	農業基盤整備課	農地防災班
			電話番号
			059-224-2604
③事業施工場所	CODE	地域(市部・郡部/一般・過疎・準過疎)	市町字名
	30	鈴鹿・亀山 市部 一般	鈴鹿市 甲斐町字川原田
④事務事業名	ため池等整備事業		
⑤基本事業名	洪水防止対策の推進		
⑥公共事業評価システムにおける分野名	災害の防止		

2 事業計画の概要

事業計画の概要				
頭首工	1式		事業着工	2015年度
			事業完了	2018年度
			供用開始	2019年度
			B/C評価期間	50年
			全体計画事業費(億円)	5.720
			全体計画工期(年数)	4年
事業の目的				
施設の老朽化により、取水及び土砂吐ゲートの操作に支障をきたしていることから、改修を行い、下流に位置する農地や農業用施設、公共施設の被害を未然に防止する。				

3 経済効率性評価(費用便益分析)

計算テーブル	便益分類			便益(億円)
テーブル1	自然防御機能維持	自然防御機能維持便益	水源の涵養便益 土砂流出等の災害防止便益	144.10
テーブル2	土砂流出等の災害防止 洪水等の災害防止 高潮・波浪・浸食等の災害防止	災害防御機能拡充便益	人的被害軽減便益 資産被害軽減便益 営業停止損失軽減便益 応急対策経費節減便益	
テーブル3	アクセス環境の向上	アクセス機能向上便益 交通事故減少便益 環境改善便益 待避・避難機能向上便益 快適性向上便益 交通遮断防止便益	アクセス時間短縮便益 アクセス経費節減便益 人的被害軽減便益 資産被害軽減便益 応急対策経費節減便益 事故渋滞便益 大気質汚染抑制便益 騒音被害軽減便益 待避・避難時間削減便益 待避・避難経費削減便益 歩行者便益 アクセス時間増加抑制便益 アクセス経費増加抑制便益	
テーブル4	生活環境の向上	水質汚染抑制便益 家畜排泄物処理便益 大気質浄化・騒音遮断等便益	水質汚染抑制便益 家畜排泄物処理便益 大気質浄化便益 騒音遮断・飛砂等軽減便益	
テーブル5	レク機能等の提供	余暇空間創出便益	余暇空間創出便益	
テーブル6	生産性の向上	生産効率向上便益 生産基盤拡充便益	労働時間短縮便益 生産経費節減便益 単位生産量増便益 生産規模・機会増便益 耕作維持・利水便益	-3.19 -7.91 121.50
テーブル7	その他	土地創出便益 更新便益 廃用損失	土地創出便益 更新便益 廃用損失	
粗便益①(現在価値合計)：B'(億円)				254.50
テーブル8	環境評価	自然環境 景観 文化 快適性 安全・安心	WTP×受益世帯数 WTP×受益世帯数 WTP×受益世帯数 WTP×受益世帯数 WTP×受益世帯数	
粗便益②(現在価値合計)：E(億円)				0.00
粗便益③(現在価値合計)：<B'+E>(億円)				254.50
地域	鈴鹿・亀山	に対応した地域係数		1
便益(現在価値合計)：B(億円) ((B'+E)×地域係数)				254.50
費用(現在価値合計)：C(億円) (費用計算テーブルより)				175.52
費用便益比：B/C				1.45

※費用便益分析に関する特記事項

このシートの費用便益値は、三重県方式により算出したものであり、国の定めた算出手法とは異なります。

様式①-2

平成27年度 当初予算 公共事業評価システム 個別サマリーシート(新規事業)：事業地区・箇所別概要(2)

1 事業の基本データ

①計画事業名	事業CODE	事業名	地区・箇所・路線名	
		ため池等整備事業(農業用河川)	鈴鹿川第2頭首工地区	
②事業担当室	室CODE	担当室	担当グループ	電話番号
	140130	農業基盤整備課	農地防災班	059-224-2604
③事業施工場所	CODE	地域(市部・郡部/一般・過疎・準過疎)		市町村字名
	30	鈴鹿・亀山	市部 一般	鈴鹿市 甲斐町字川原田

2 政策的重要度評価(個別評価)

(a) 戦略性

【全分野共通要件】

1	
2	みえ県民力ビジョンを補完する個別計画に位置づけられている事業
3	

(具体的な内容の記述<上記の補足事項>)

当頭首工は、河川構造令から逸脱した構造であり、また、施設の老朽化も進んでいることから、河川災害を防ぐための早期改修が必要である。

(b) 緊急性

【当該事業分野の事項】

I	
II	構造物の老朽化の程度等から見て、保全を必要とする区域の保全
III	
IV	

(具体的な内容の記述<上記の補足事項>)

当頭首工は、河川構造令から逸脱した構造であり、また、施設の老朽化も進んでいることから、河川災害を防ぐための早期改修が必要である。

(c) 熟度

【全分野共通要件】

1	
2	
3	協力体制があり、整備に対して熱心な要望がある事業

(具体的な内容の記述<上記の補足事項>)

関係土地改良区より施設の補修に対して強い要望がある。

【評価結果(優先度判定の結果)】

III
